

令和4年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

令和4年12月2日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・要望書の配布	
(1) 要望第7号 葛巻町森林組合からの要望書	
・出張報告	
【 要望第5号～第6号委員会付託 】	2
日程第3 要望第5号 農業資材高騰に関する要望書	
日程第4 要望第6号 農業資材高騰に関する要望書	
【 議案第38号～第47号上程、説明、委員会付託 】	2
日程第5 議案第38号 令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）	
日程第6 議案第39号 令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	
日程第7 議案第40号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第8 議案第41号 令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	
日程第9 議案第42号 令和4年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）	

- 日程第10 議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号 葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第45号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第46号 葛巻町若者定住支援住宅条例
- 日程第14 議案第47号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて

令和4年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和4年11月24日（木）					
再開年月日	令和4年12月2日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年12月2日（金） 開議10時00分 散会10時45分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	2番	遠藤 裕樹	5番	柴田 勇雄		
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫	議会事務局長補佐	金子 桂子		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	まなび交流課長	大久保 栄作
	副町長	觸澤 義美	病院事務局長	大石 和人
	教育長	鹿崎 良宏		
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	健康福祉課長	触沢 誉		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行		
建設水道課長	和野 康弘			
教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和4年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (檜木幸夫君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (高宮一明君)

ご着席ください。以上で町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和4年葛巻町議会12月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月9日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、遠藤裕樹君及び5番、柴田勇雄君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から届いていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、要望第7号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。9月22日、岩手県町村議会議長会理事会及び臨時総会並びに政務調査会出席のため、盛岡市に出張しました。10月11日から14日まで、岩手地区議会議長会中央実行運動及び県外行政視察のため、東京都及び福井県に出張しました。10月16日、平庭闘牛大会もみじ場所出席のため、久慈市に出張しました。10月30日から11月1日まで、輝くふるさと常任委員会県外行政視察のため、北海道に出張しました。11月2日、岩手町・葛巻町・一戸町議会議員協議会研修会出席のため、岩手町に出張しました。11月4日、いわての地域づくり・道づくりを考える

大会出席のため、花巻市に出張しました。11月8日から9日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。12月1日、くずまきワインパーティー新酒まつりのため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和4年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、要望第5号、農業資材高騰に関する要望書及び日程第4、要望第6号、農業資材高騰に関する要望書を一括議題とします。

この要望書については、葛巻町議会総合条例第85条第1項を準用する条例第88条の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました要望第5号及び要望第6号について、今会期中に審査を終え、12月9日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、要望第5号、農業資材高騰に関する要望書及び要望第6号、農業資材高騰に関する要望書については、12月9日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第5、議案第38号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)から日程第14、議案第47号、盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについてまでの10議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(松浦利明君)

お疲れさまでございます。それでは、議案第38号からご説明を申し上げます。

一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第38号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,287万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ94億7,242万7,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。8月の大雨災害に係る公共土木施設災害復旧事業費に充てるため、災害復旧事業債3,240万円を新たに追加するとともに、労働事業債は雇用促進事業に充てるため、510万円を増額し1,810万円に、教育振興事業債は高等学校教育振興事業に充てるため、300万円増額し1,300万円にそれぞれ限度額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書をご説明申し上げます。18ページをお願いいたします。初めに、歳出

でございます。3款1項1目社会福祉総務費、燃料等価格高騰緊急支援給付金給付事業でございますが、国の物価高騰対策事業に対応するもので、令和4年9月30日を基準といたしまして、電力、ガス、食料品等の負担増の影響が大きい住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり5万円を給付するもので、給付金は1,100世帯、5,500万円を見込んでいるものであります。

20ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業1,042万4,000円でございますが、9月議会で補正予算を計上し、既に1度給付済みの事業につきまして、県の追加給付が決定したことによるものであります。岩手県が中学生までの児童生徒に1人当たり1万5,000円を給付するものであります。町ではこのうち就学前児童に対し、1人当たり1万5,000円を上乗せするとともに、今回は県の給付対象外である高校生につきましても1人当たり1万5,000円を給付しようとするものであります。

なお、町の上乗せ分は、就学前児童分は140人で210万円、高校生分は120人で180万円を見込んでいるものであります。

22ページをお願いいたします。4款1項2目予防費、新型コロナウイルス感染症予防事業費2,470万2,000円でございますが、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る経費でございます。

24ページをお願いいたします。4款4項1目水道事業費、水道事業管理経費でございますが、物

価高騰対策といたしまして、令和5年1月から3月までの3か月分の水道料金の基本料金を助成しようとするものであります。町水道の加入者からは、一旦水道料を支払っていただきますが、家庭用、業務用、工業用、それぞれ3か月分の基本料金を加入者に町が補助する形になります。補助金の総額は1,560万円を見込んでいるものであります。

続きまして、5款1項1目労働諸費、雇用促進事業費でございますが、町内の事業者が39歳以下もしくは60歳以上の従業員を雇用した場合に、給与月額額の3分の1または4分の1を助成する制度であります。今年度の申請件数が増えたため、実績見込みが514万5,000円増額となるものであります。

25ページをお願いいたします。6款1項5目畜産業費、畜産振興総合対策事業費1億300万円でございますが、畜産生産資材等の価格が高騰し、畜産農家の経営を圧迫していることから、その対策として実施するものでございます。肥料、飼料、動力光熱費について、令和3年と令和4年を比較し、増加した経費について畜産農家1戸当たり200万円を上限として、4分の1を補助しようとするものであります。補助金額の内訳は、乳用牛9,000万円、肉用牛1,300万円となるものでございます。

26ページをお願いいたします。6款1項11目農業集落排水事業費、農業集落排水事業管理経費660万円でございますが、水道料金と同じく下水

道使用料につきましても基本料金3か月分を助成しようとするものでございます。

同じページ下段の7款1項2目商工振興費、経済活性化事業費400万円でございますが、新型コロナウイルス感染症や物価高、原料高の影響を受けている町内の商工業者に対して事業収入の減少分を助成する商工業者持続化給付金につきまして、当初の見込みより対象者が増えたものでございます。

31 ページをお願いいたします。11 款2項1目道路河川災害復旧事業費、公共土木施設災害復旧事業費でございますが、8月の大雨災害に係る災害査定が先般終了いたしましたので、消耗品費に200万円、工事請負費に7,999万9,000円、合わせて8,199万9,000円を計上するものでございます。

9ページに戻っていただきたいと思えます。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。14款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,098万4,000円は、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る経費のうち、ワクチン接種業務委託料に国10分の10で充当されるものでございます。

14款1項3目災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費負担金5,332万4,000円は、8月の大雨災害に係る災害復旧事業費に充当されるものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金は、令和4年度地方創生臨時交付金第3回

実施計画に対応したものでございまして、第3回までの交付限度額が1億9,892万4,000円と確定いたしましたので、9月補正予算までに措置した額に不足する分6,352万7,000円を今回計上しようとするものでございます。

なお、第3回の実施計画の内容といたしましては、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業、いわゆる1万5,000円給付事業の上乗せ分、畜産生産資材価格高騰対策事業費、上下水道料金緊急支援事業の3つでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金5,606万6,000円は、住民税非課税世帯に5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に国10分の10で充当されるものでございます。

14款2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金948万3,000円は、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る経費のうち、事務費及び給与費に国10分の10で充当されるものでございます。

10 ページをお願いいたします。15 款2項2目民生費県補助金、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金651万9,000円は、県のいわゆる1万5,000円給付事業に充当されるものでございます。

ここまで歳入歳出の主な内容を説明させていただきましたが、今回の補正予算におきましては給与改定に伴う給与費の調整のほか、物価高騰による公共施設の光熱水費、特に電気料が増額とな

っております。一つ一つの説明は省略をさせていただきますが、それぞれの科目に計上しておりますので、お目通しの上、ご理解を賜りたいと存じます。

議案第 38 号は以上でございます。

次に、議案第 39 号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第 39 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,385 万 4,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 8 億 5,931 万 7,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、7 款 1 項 1 目繰越金は前年度からの純繰越金 1,339 万円でございます。

7 ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、9 款 1 項 3 目保険給付費等交付金償還金につきましては令和 3 年度分の交付金を精算した結果、322 万 4,000 円の償還が生じたものであります。

歳入から歳出の一般管理費と償還金を差し引いた残りの額 1,016 万 6,000 円を予備費に計上しようとするものでございます。

議案第 39 号は以上でございます。

次に、議案第 40 号をご説明申し上げます。農集排会計補正予算書をお願いいたします。議案第 40 号、令和 4 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条、歳入

歳出補正予算の補正でございますが、補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表のとおりでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出のみの補正となります。施設管理費を 250 万円増額いたしまして、予備費を 250 万円減額するものでございます。

4 ページをお願いいたします。施設管理費の内容でございますが、電気料と施設等修繕料の増額でございます。

議案第 40 号は以上でございます。

次に、議案第 43 号をご説明申し上げます。議案資料の 3 ページをお願いいたします。議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告に対応したものでありまして、国の例に準じて一般職の職員の給与に関する条例、議会の議員の議員報酬等に関する条例、非常勤特別職の職員の給与に関する条例の 3 つの条例を改正しようとするものであります。

改正の概要でございますけれども、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。1 つ目は勤勉手当の支給月数の引上げです。12 月に支給される勤勉手当について、再任用職員以外の職員は 0.1 月引き上げて 1.05 月に、再任用職員は 0.50 月引き上げて 0.5 月とし、令和 4 年 12 月 1 日まで遡って適用するものであります。

2 つ目は、給料月額引上げです。いわゆる基

本給について、若年層を重点に令和4年4月1日まで遡って平均0.3%引き上げるものであります。

3つ目は、勤勉手当の支給月数の調整です。1つ目の改正で引き上げた勤勉手当の支給月数を令和5年4月1日以降は6月期と12月期の支給割合を再任用職員以外の職員は1.00月、再任用職員は0.475月にそれぞれ調整するものであります。

続きまして、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正及び非常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。いずれも期末手当について、令和4年12月1日まで遡って0.05月引き上げて1.675月とするとともに、令和5年4月1日以降の支給月数につきましては、6月期と12月期とも1.65月に調整しようとするものであります。

議案第43号は以上でございます。

次に、議案第44号をご説明申し上げます。議案集の20ページをお願いいたします。議案第44号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、新庁舎の整備に伴いまして、これまで総合センターが担っていた会議室などの貸出機能について、新庁舎におきましては公民館機能に位置づけしようとするものであります。

23ページをお願いいたします。別表第1でございますけれども、会議室の室名と使用料でござい

ます。主に新庁舎の2階と3階部分になります。

24ページをお願いいたします。別表第2でございますが、厨房の使用料でございます。

附則であります。この条例は令和5年1月1日から施行し、併せて町立総合センター条例は廃止しようとするものであります。

44号は以上でございます。

次に、議案第45号をご説明申し上げます。議案集の25ページをお願いいたします。議案第45号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、今年度江刈馬淵地区に建設を進めております江刈馬淵自治会館につきまして、町立コミュニティセンター等条例第2条第2項第8号に規定する町立集会所に追加しようとするものでございます。

附則であります。この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、当該施設につきましては、指定管理者による管理を予定しているものであります。

次に、議案第46号をご説明申し上げます。議案資料の4ページをお願いいたします。議案第46号、葛巻町若者定住支援住宅条例でございます。

制定の趣旨でございますが、若者の定住や町外からの定住を促進し、地域を支える人材の育成と確保に資するため、現在田子地区に整備を進めております若者雇用住宅について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づいて新たに条例を制定するものであります。この制定に合わせま

して、これまで町が設置した類似施設である葛巻町定住促進住宅及びいらっしやい葛巻子育て支援住宅につきまして、同じ条例に一本化して定めようとするものであります。

制定の概要であります。葛巻町定住促進住宅及びいらっしやい葛巻子育て支援住宅につきましては、元の条例と同じ内容でございます。表の一番右側が新たに設置する若者雇用促進住宅であります。施設数は1棟6戸でございます。入居資格は、町内外在住を問わず、40歳未満の者で構成される世帯で、過去に若者雇用促進住宅に入居したことがない者となっております。家賃は、1年目から3年目までは2万円、4年目から6年目までは2万5,000円、7年目以降は3万円と変動方式となっております。

5ページをお願いいたします。条例の構成、それから今年度建設中の施設の概要は記載のとおりであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

次に、議案第47号をご説明申し上げます。議案集の34ページをお願いいたします。議案第47号、盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第284条第2項の規定に基づき、盛岡広域8市町でごみ処理施設の設置及び管理等の事務を共同で進めるため、盛岡広域環境組合を設置することに関し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の6ページをお願いいたします。令和

4年8月30日に開催されました県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、新たな一部事務組合の設置が盛岡広域8市町で合意されたものであります。

新たな一部事務組合の規約の概要でございますが、名称は盛岡広域環境組合でございます。共同処理する事務といたしましては、ごみ処理施設の設置管理及び運営に関する事、それからエネルギー利活用施設の設置管理及び運営に関する事、それから一般廃棄物の収集及び運搬に要する経費の市町間の負担調整に関する事が主なものでございます。

議会の組織であります。議員の定数は20名であります。執行機関の組織であります。管理者を盛岡市長とし、副管理者を8名置くものであります。

関係市町の経費負担でありますけれども、供用開始前は均等割100分の10、人口割100分の90、供用開始後は利用割100分の100であります。また、エネルギー利活用施設につきましては、盛岡市が100分の80、盛岡市を除く7市町が100分の20で、これを人口割で調整するものであります。

7ページをお願いいたします。施行期日でございますが、知事の許可の日が新たな一部事務組合の規約の施行日となりまして、組合の設置日となるものであります。

今後のスケジュールでございますが、2月に組合を設置いたしまして、3月には関係市町議会から議員を選出の上、令和5年4月に組合議会臨時

会を開催する予定であります。

なお、ごみ処理施設につきましては、盛岡市の盛岡インターチェンジ付近に建設する予定でございます。供用開始は令和 14 年度を見込んであるものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れさまでございます。議案第 41 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収入に関しては新型コロナウイルス予防接種業務に係る事業収益の補正、支出に関しましては主に給与改定に伴う給与費の調整のほか、燃料費等の高騰に伴う経費の補正となっております。

初めに、補正予算書の 1 ページについてご説明申し上げます。第 2 条、収益的収入及び支出についてですが、収入の第 1 款病院事業収益を 2,673 万 7,000 円増の 11 億 3,877 万 6,000 円とし、支出につきましては第 1 款病院事業費用を 1,142 万 1,000 円増の 11 億 5,998 万 4,000 円とするものであります。

次に、第 3 条、議会の議決を経なければ流用す

ることができない経費につきましては、職員給与等を 560 万 2,000 円減の 5 億 1,249 万 2,000 円とするものでございます。

続きまして、2 ページの第 4 条、たな卸資産購入限度額につきましては、燃料費等の高騰に伴いまして支出増ということになっております。これに伴いまして、395 万 7,000 円増の 1 億 6,868 万 2,000 円としております。

続きまして、補正額の主な内容についてご説明申し上げます。3 ページをお願いします。収益的収入及び支出における収入についてご説明申し上げます。1 款 1 項 3 目その他医業収益につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に係る収入を 2,523 万 7,000 円増としております。

次に、1 款 2 項 3 目補助金につきましては、集団接種時における医師、看護師の時間外勤務の経費に充てられる補助金といたしまして 150 万円を計上させていただいております。

続きまして、4 ページの支出についてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目給与費につきましては、給与改定によりまして修正と、あとはこれまでの支払い実績等によりまして 560 万 2,000 円を減とするものであります。

続いて、3 目経費につきましては 1,702 万 3,000 円の増としております。電気料、A 重油の価格上昇に伴いまして、光熱水費につきましては 948 万 1,000 円、燃料費については 395 万 7,000 円それぞれ増としております。また、諸会費につきまし

ては、県立病院等からの応援医師経費といたしまして358万5,000円を増としております。

6ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、貸借対照表、給与費明細書につきましては、今回の補正額を基に調整を行ったものでありますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お疲れさまでございます。それでは、議案第42号、令和4年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ補正するもので、減額とするものでございます。

まず、1ページについてご説明申し上げます。第2条、収益的収入及び支出です。収入でございますが、第1款水道事業収益、第2項営業外収益を21万6,000円減額いたしまして4,552万5,000円とするものでございます。

支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用を42万4,000円減額いたしまして1億7,731万円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出です。予算第4条

本文括弧書中を6,709万9,000円に改めるものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債を900万円減額いたしまして170万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を891万8,000円減額いたしまして2,138万2,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては351万3,000円減額いたしまして2,575万6,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思えます。収益的収入及び支出の収入、1款2項2目他会計補助金でございますが、21万6,000円を減額いたしまして768万7,000円とするものでございます。内訳でございますが、他会計補助金のうち児童手当分を、職員の異動事由に伴い、減額するものでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思えます。支出でございますが、1款1項1目原水浄水配水給水費でございますが、386万9,000円を増額いたしまして5,488万5,000円とするものでございます。内訳でございますが、電気料金値上げなどに伴い、動力費を増額するものでございます。

1款1項2目総係費でございますが、429万3,000円を減額いたしまして2,115万8,000円と

するものでございます。内訳でございますが、給与改定、制度改定に伴うものと、職員の異動事由に伴うものと、本年度予定しておりました水道技術管理者資格取得に係るもので、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、資格取得講習会への参加を断念したことから補正するものでございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。収入、1 款 1 項 1 目企業債でございますが、900 万円を減額いたしまして 170 万円とするものでございます。

支出、1 款 1 項 1 目配水施設費でございますが、891 万 8,000 円を減額いたしまして 1,538 万 2,000 円とするものでございます。内訳でございますが、町道葛巻浦子内線配水管布設工事において、実績に伴い減額するものでございます。

6 ページ以降の予定キャッシュフロー計算書及び貸借対照表につきましては、今回の補正額を反映させたものでございます。また、10 ページ以降の給与費明細書につきましても、今回の補正額を項目ごとに整理したものでございますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 38 号から議案第 47 号までの 10 議案については、葛巻町

議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました 10 議案について、今会議中に審査を終え、12 月 9 日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号から議案第 47 号までの 10 議案については、12 月 9 日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案の審査については 12 月 6 日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 10 時 45 分）